	法人	法	人 番号	
受付印	所在地及び			
	電話番号	Tel —	_	
	法 人 名			
玉名市長 様 	代表者氏名			

第20条の9の3 地方税法

第321条の8の2

の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。

-							
更正	Eの請求の対象となる事業年度	年 月	] [	∃から	年	月 日表	まで
	分		更	正前	更正後	差引	税額
	法人税法の規定によって計算した法。	人税額 ①					
課	試験研究費の増加の場合の法人税額の	の控除額 ②					
税	みなし配当の25%相当額の控除額	3					
標	還付法人税額等の控除額	4					
準	退職年金等積立金に係る法人税額	5					
	差引法人税額 ①+②-③-④+⑤	6					
額	分割基準従業者数 <sup>玉名市</sup> / 総 数	7		/		] /	
	課税標準となる法人税額⑥×⑦	8					
	税率	9		/100	/100		
法	算出法人税割額 8×9	10				] /	
人	外国の法人税等の額の控除額	11)				] /	
税	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	額 12				] /	
割	差引法人税割額 ⑪-⑪-⑫	13				]/	
額	既に納付の確定した当期分の法人税	<b>14</b>				7	
	差引納付法人税割額 ⑬-⑭	15					
均	均等割額算出の基礎となる月数	16					
等	算出均等割額	17)					
割	既に確定した当期分の均等割額	18					
額	差引均等割額 ①-18	19					
	市民税額 ⑮+⑲	20					
法	第20条の9の3第1項の更正の請求の場合	法	定納	期 限	年	月	В
		第1号の判決	等の確定日		年	月	В
法	第20条の9の3第2項の更正の請求の場合	第2号の更正	<ul><li>決定等の</li></ul>	あった日	年	月	В
		第3号の政令	で定める理	由の生じた日	年	月	В
法	第321条の8の2の更正の請求の場合	国の税務官署		5知日	年	月	В
更正の請求をする理由				還 付を受けようとする 金融機関名及び支払方法			
				銀行		支店	
					口座番号(普通・当座)		

- (注) 1 法人税額について国の税務官署の更正等を受けたことに伴う市民税法人税割額にかかる更正の請求は、「法人税の更正通知書」の写しを添付してください。
  2 この更正の請求に関連する法人税の申告書がある場合は、その写しを添付してください。
  3 従業者数の算出誤りの場合は、「課税標準の分割に関する明細書」を添付してください。
  4 その他の更正の請求をする場合には、課税標準額等又は税額等が過大であった事実を証する書類等を添付してください。